

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年12月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年1月20日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成23年1月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 中宮地区	丸亀市都市経済部土地改良課
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 赤池下池地区	まんのう町建設土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大向大佐古地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 池田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 久保地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 吉井地区	〃